

事務連絡

令和5年3月29日

福祉バス利用団体 各位

上山市社会福祉協議会

事務局長 鏡 洋志

(公 印 省 略)

福祉バス利用について（通知）

標記のことについて、上山市福祉バス運営要綱に基づき運行いたしますので、内容や行程、運行時間など十分検討、精査のうえ申請するようお願いいたします。

記

- 1 バスは、午前9時から午後4時30分までとし（時間厳守）、**県内に限る**こと。
- 2 研修を目的とし、**観光地を巡る行程**となっていないこと。
- 3 車内での飲食及び施設での飲酒（試飲を含む。）は認めていない。
- 4 福祉バスの乗車人数
 - （1）一般道のみ行程の場合は**最少14人から最大22人（運転手を除く）**とする。
 - （2）高速道路を利用する行程の場合は、**最少は14人、最大は座席数の関係から15人（運転手を除く）**とする。
- 5 バス内の換気を適宜行うこと。（概ね1時間毎）
- 6 参加者全員のマスク着用を推奨する。
- 7 乗降ごとに手指消毒を徹底すること。（主催者側において実施すること。）
なお、消毒薬等についても主催者側で準備すること。
- 8 その他
 - （1）参加者が少人数であっても、終始「3密を避ける。」行動を徹底すること。
 - （2）新型コロナウイルス感染状況を踏まえ、研修・見学場所、行程、参加者人数等について考慮すること。
 - （3）出発から研修施設、昼食会場等の出発時刻等の時間経過を把握しておくこと。
 - （4）目的地（施設等）での駐車する場所を事前に確保しておくこと。
 - （5）目的地（施設等）までの案内誘導は申請者側で行うとともに、狭隘道路や駐車等の後退時には車両誘導に努めること。
- 9 福祉バス使用後の車内消毒は社会福祉協議会で実施する。
- 10 連絡先 上山市社会福祉協議会 電話695-5095（担当：横戸、木村）